

# 交通空白地域交通事業 (地域交通事業)

## 導入ガイドライン

令和6年(2024年)3月  
八王子市 都市計画部 交通企画課

八王子市では、将来都市構造である「拠点・沿道ネットワーク型」都市構造を実現する取組みの一つとして、現行の路線バスネットワークの維持と高齢者の移動手段の確保に向けて、交通手段の役割分担を明確にし、持続可能な地域公共交通を実現することで、“移動のしやすさ”を長期的に維持する取組みを進めています。

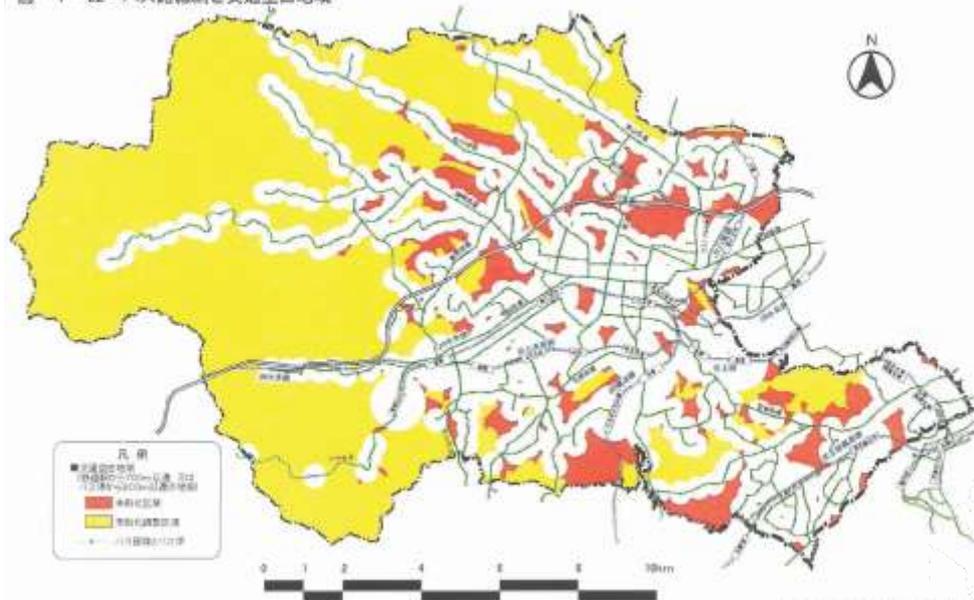
本市は、公共交通徒歩圏の人口カバー率が約94%と、路線バスネットワークは充実していますが、様々な制約条件等から民間バス事業者では運行できない交通空白地域が点在しており、市では、この交通空白地域について、複数の交通空白地域が連担する地域で「はちバス」を運行し、「はちバス」の大きさでは運行できない交通空白地域や山間地域では「地域交通事業」を実施しています。

地域交通事業は、地域の皆様が主体的に取り組む交通事業に対して、市が寄り添いながら地域の実情に合った交通のあり方を考え、事業に要する費用の一部を補助しながら、『地域の皆様が“つくり”“育てる”』ことで、持続可能な取組みとしていくものです。

このガイドラインは、地域の皆様が地域交通事業を検討する際の手引書として作成しましたので、地域の皆様にとって利用しやすい交通を実現するためにご活用ください。

## 《参考:交通空白地域の変化》

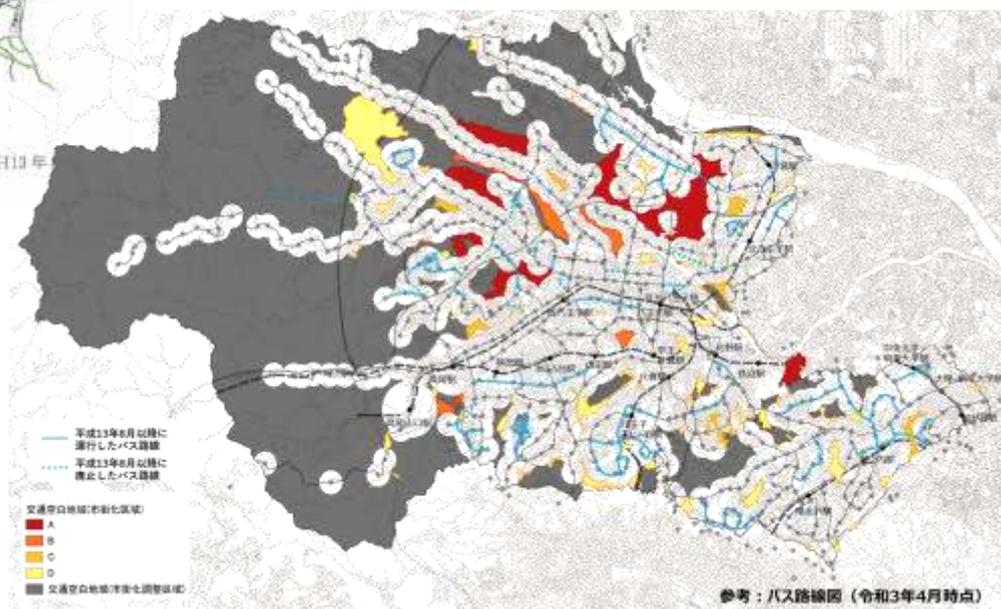
図-1-22 バス路線網と交通空白地域



参考：バス時刻表（H31年）

本市の交通空白地域は、バス路線の新設により年々減少しており、図に示す平成13年と令和3年の比較でも読み取ることができます。

交通空白地域の解消については、地域ごとの人口や高齢化率、地形条件等から優先度評価を実施して、「はちバス」や「地域交通事業」による取組みを進めています。



参考：バス路線図（令和3年4月時点）

ガイドラインは、地域交通事業の基本的な考え方を理解し、導入に向けた検討を進めやすいよう、その手順と方法を示しており、「1 地域交通事業の基本的な考え方」、「2 検討の流れとポイント」、「3 検討の体制」で構成しています。

## 1 地域交通事業の基本的な考え方(P.5～6)

(1)地域交通事業のコンセプト

(2)検討主体と役割分担

基本的な考え方に沿って検討

## 2 検討の流れとポイント(P.7～18)

ステップ1 事前準備

- ◆地域交通事業の補助対象地域か？
- ◆運営委員会設立の要件を満たすか？

ステップ2 運行計画

- ◆運行計画は地域交通事業のコンセプトに合致しているか？
- ◆「運行計画書」の承認は得られたか？ など

ステップ3 実証運行  
(本格運行への移行・継続・終了)

- ◆運行状況を把握しているか？
- ◆本格運行へ移行できるか？ など

ステップ4 本格運行  
(継続・改善・廃止)

- ◆運行状況を把握しているか？
- ◆運行を継続できるか？ など

確認・判断

主体と役割

## 3 検討の体制(P.19)

検討： 地域、市、事業者の役割分担

判断： 地域公共交通活性化協議会による判断

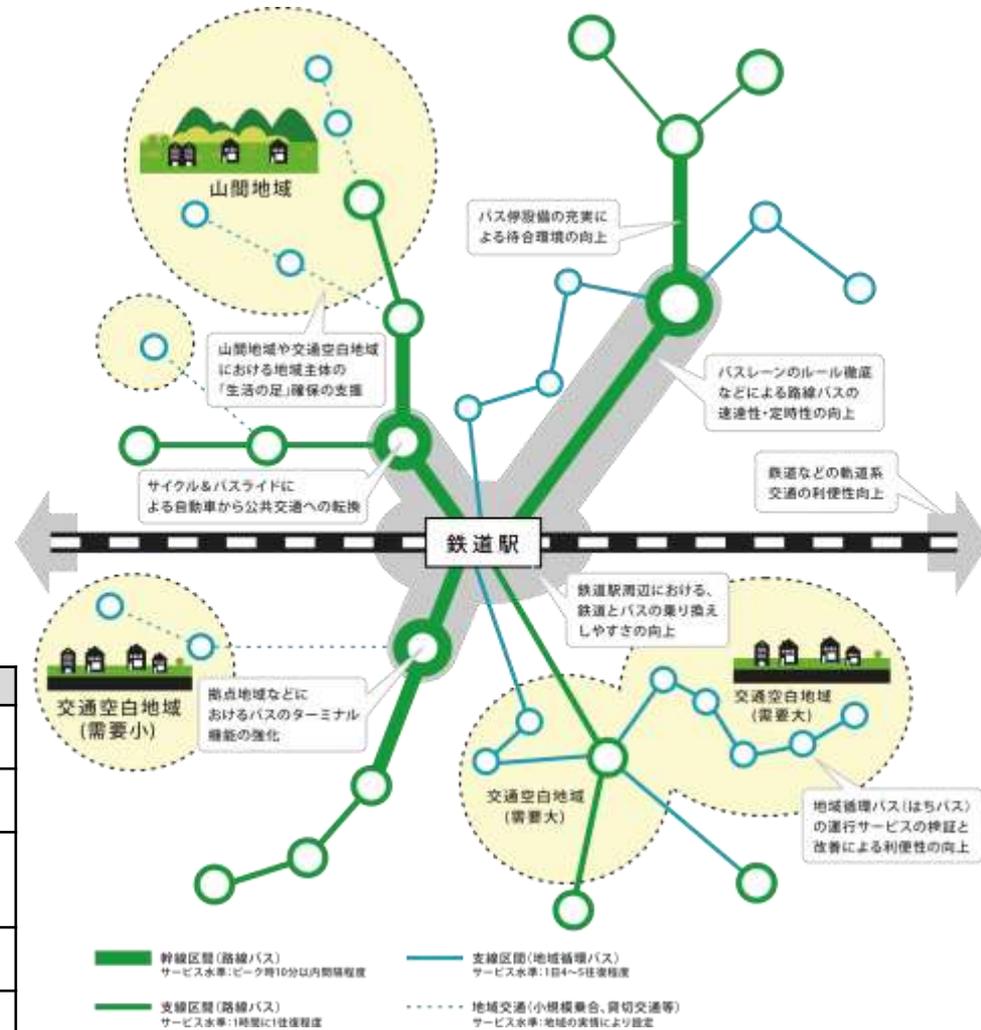
# 1 地域交通事業の基本的な考え方

## (1) 地域交通事業のコンセプト

地域交通事業は、**交通空白地域を解消**する手段の一つとして、交通空白地域や山間地域で生活の足としての移動手段の確保を目的に、**地域の皆様が主体的に取り組む交通事業**です。

“移動のしやすさ”を長期的に維持していくためには、**都市空間に応じた役割分担を明確にし、路線バスの維持及び地域に応じた多様な移動手段の確保**に向けた取組みを進めていくことが重要です。

## 《地域公共交通の役割分担・展開イメージ》



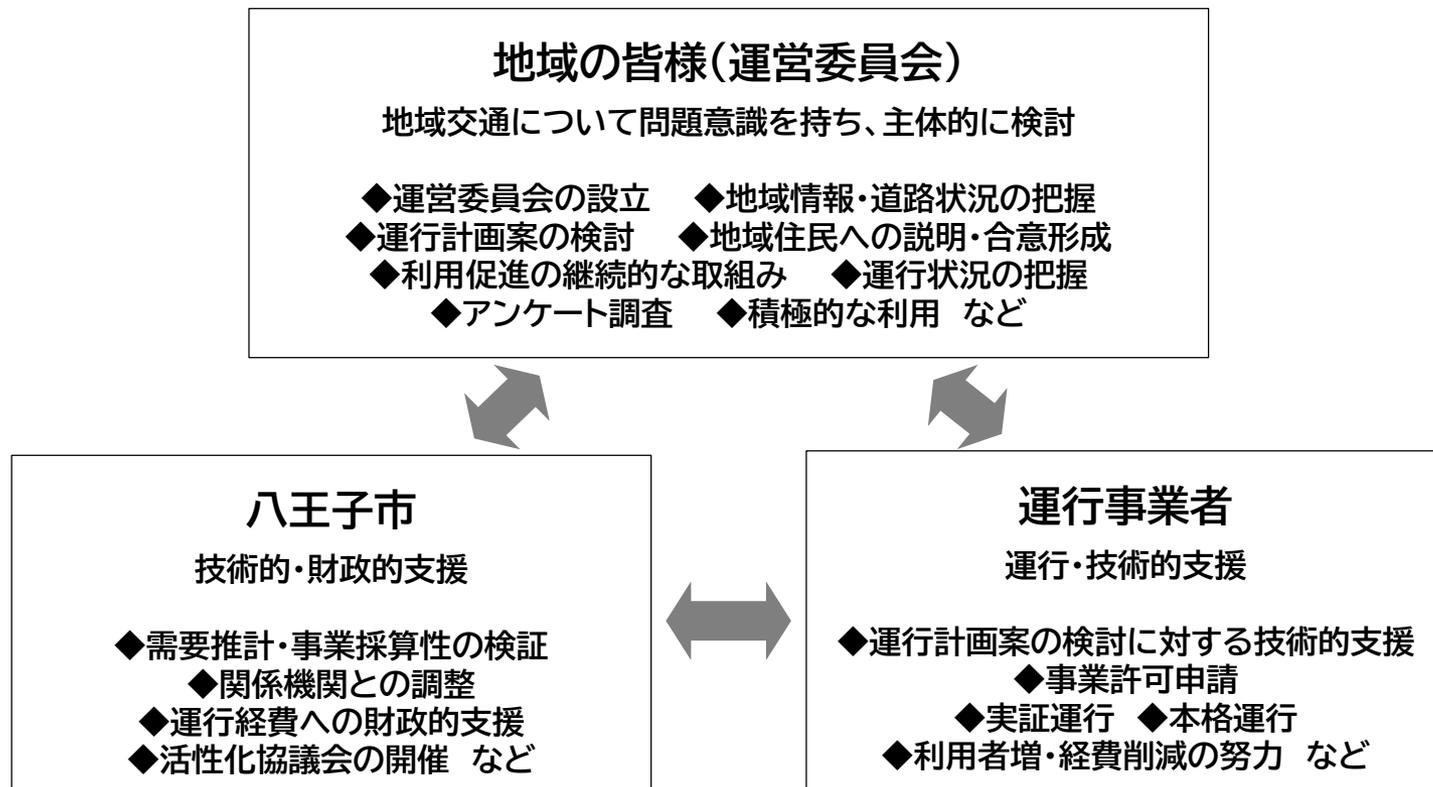
区分	交通手段	事業主体	特徴
幹線区間	路線バス	事業者	・バス路線のうち、鉄道駅や拠点を連絡するなどバスネットワークの骨格を形成する路線。
支線区間			・幹線区間を補完し、地域住民の足として運行する路線。
支線区間	地域循環バス	行政	・道路幅員や傾斜地等の制約条件等から、既存バス路線では運行できない複数のバス交通空白地域を中心にカバーして運行する路線。
地域交通	小規模乗合交通 または、貸切交通等	地域住民	・山間地域や交通空白地域で地域が主体となって運行する路線。
個別交通	タクシー	事業者	

# 1 地域交通事業の基本的な考え方

## (2) 検討主体と役割分担

地域交通事業は、**地域の皆様と運行事業者、市が、それぞれの役割分担のもと協働**で取組むことで、『**地域の皆様が“つくり”“育てる”**』事業です。

地域の皆様が主体的に取組めるよう、事業のスタートから持続的な運営に至るまで、**市と運行事業者が地域に寄り添いながら、地域の皆様の取組みを支援**します。



## 2 検討の流れとポイント

### (1) 基本的な検討の流れと役割分担

地域交通事業の導入に向けた検討は、各主体の役割分担に基づき4つのステップで進めていきます。

次項から各ステップについて詳しく説明します。

基本的な検討の流れ	役割分担			
	地域の皆様	八王子市	運行事業者	活性化協議会
<b>ステップ1 事前準備</b> ①市への相談 ②運営委員会の設立	◆地域ニーズの把握 ◆検討の発意 ◆補助対象地域の確認 ◆運営委員会の設立 ◆活性化協議会へ申請	◆地域の皆様の発意を受け地域の皆様と対話 ◆地域ニーズを運行事業者と共有	◆八王子市と地域ニーズを共有	◆「地域交通導入申請書」の受理
<b>ステップ2 運行計画</b> ①需要調査 ②運行計画案の検討 ③運行計画書の提出 ④運行計画書の審査	◆需要調査の実施 ◆運行計画案(運行ルート・ダイヤ等)の検討 ◆運行計画書の作成と活性化協議会へ提出	◆需要調査への協力と運行事業者との共有 ◆運行計画案の検討及び運行計画書作成に対する技術的支援 ◆事業採算性の検証及び事業者の選定	◆八王子市と需要調査結果を共有 ◆運行計画に対する事業費の算出 ◆運行計画案の検討に対する技術的支援 ◆運行可否の判断	◆実証運行の「運行計画書」の受理・審査
<b>ステップ3 実証運行</b> ①実証運行の準備・実施 ②運行状況の調査・分析 ③本格運行への移行・継続・終了の判断	◆運行事業者との契約 ◆実証運行の周知・利用促進 ◆運行状況の把握 ◆本格運行への移行・継続・終了の判断 ◆必要に応じて運行計画の再検討	◆運行経費への財政的支援 ◆運行状況の調査・分析 ◆本格運行への移行・継続・終了の判断 ◆運行計画の再検討の際の技術的支援	◆実証運行事業の許可申請 ◆実証運行の実施 ◆運行状況のデータ整理 ◆運行計画の再検討の際の技術的支援	◆本格運行の「運行計画書」の受理・審査 ◆必要に応じて「(改善)運行計画書」の受理・審査
<b>ステップ4 本格運行</b> ①本格運行の準備・実施 ②運行状況の調査・分析 ③継続・改善・廃止の判断	◆運行事業者との契約 ◆実証運行の周知・利用促進 ◆運行状況の把握 ◆継続・改善・廃止の判断と必要に応じて運行計画の再検討	◆運行経費への財政的支援 ◆運行状況の調査・分析 ◆継続・改善・廃止の判断 ◆運行計画の再検討の際の技術的支援	◆本格運行事業の許可申請 ◆本格運行の実施 ◆運行状況のデータ整理 ◆運行計画の再検討の際の技術的支援	◆運行状況のフォローアップ ◆必要に応じて「(改善)運行計画書」の受理・審査

## 2 検討の流れとポイント

### (2) 検討内容

#### ステップ1 事前準備

##### ①市への相談

	実施内容	チェックポイント
地域の皆様	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の足の確保について問題意識を持ち、地域として取組んでみたいときは、地域ニーズを確認した上で、検討を始める前に市に相談します。</li> <li>◆相談の際には、皆様の地域が地域交通事業の補助対象地域(交通空白地域または山間地域)であるか確認します。</li> </ul>	《チェックポイント1》 地域交通事業の補助対象地域か？ <input type="checkbox"/> 交通空白地域 鉄道駅から概ね700m以上かつバス停留所から概ね300m以上である地域 <input type="checkbox"/> 山間地域 上川町、美山町、小津町、上恩方町、裏高尾町、南浅川町を含む地域
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域ニーズを踏まえた相談に対して、本ガイドラインの内容や先行取組み事例について説明します。</li> <li>◆皆様の地域が地域交通事業の補助対象地域であるか確認します。</li> <li>◆相談を踏まえ、地域ニーズを複数の交通事業者と共有(情報提供)します。</li> </ul>	
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市から情報提供された地域ニーズを確認します。</li> </ul>	※補助対象地域は、P.20で確認できます。

##### ②運営委員会の設立

	実施内容	チェックポイント
地域の皆様 (運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市への相談を踏まえ、地域の皆様が主体的に地域交通事業に取り組むための「運営委員会」を設立します。</li> <li>◆運営委員会は、町会・自治会等の一定地域を対象とするもので、最低10世帯を構成員とし、代表者を1名選任します。</li> <li>◆一定地域は、一つの町会・自治会や複数の町会・自治会の連合などが考えられますが、一定地域において一団体とします。</li> <li>◆地域の総意として「運営委員会」を設立し、「地域交通導入申請書」を市を經由して活性化協議会へ申請します。</li> </ul>	《チェックポイント2》 運営委員会設立の要件を満たすか？ <input type="checkbox"/> 地域交通事業のコンセプトを理解した上で、地域の総意として設立していること <input type="checkbox"/> 最低10世帯で構成していること <input type="checkbox"/> 代表者を1名選任していること
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営委員会の設立にあたり、地域の皆様と対話しながら支援します。</li> </ul>	※規約の例は、P.21で確認できます。
活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の皆様が申請した「地域交通導入申請書」を受理します。</li> </ul>	※「地域交通導入申請書」は、別添の様式集(様式1)で確認できます。

## 2 検討の流れとポイント

### ステップ2 運行計画

#### ①需要調査

	実施内容
地域の皆様 (運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運行ルートに関する要望や利用意向(需要)を把握するためのアンケート調査(需要調査)を実施します。</li> <li>◆運行ルートや利用意向は、運行計画を検討する際に運行経費や運賃収入など事業採算性を検証するための重要な調査です。</li> </ul> ※アンケート調査のサンプルは、P.22で確認できます。
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営委員会が実施するアンケート調査に対して、アンケートの作成や回収後の集計など運営委員会と対話しながら支援します。</li> <li>◆アンケート調査の結果を複数の交通事業者と共有(情報提供)します。</li> </ul>
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市から情報提供されたアンケート調査の結果を確認します。</li> </ul>

#### ②運行計画案の検討

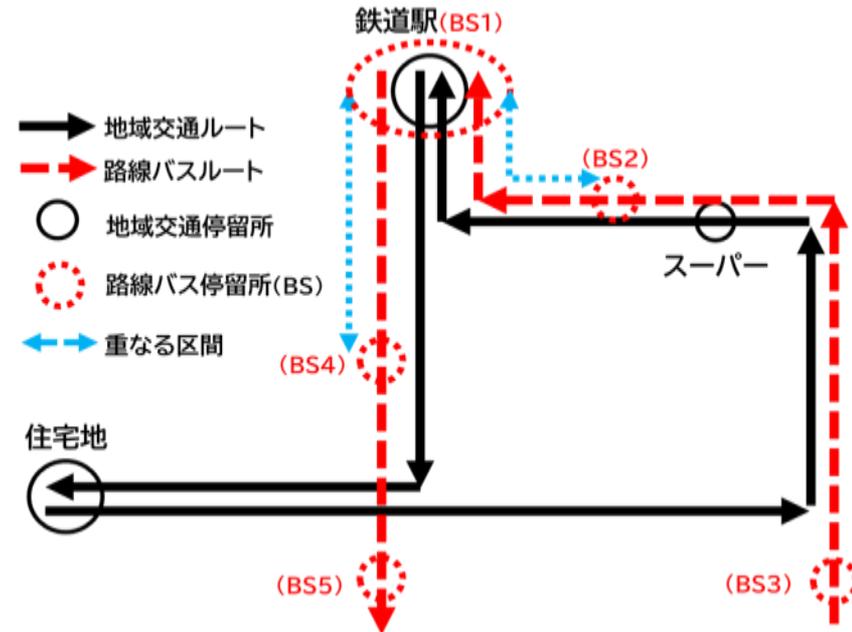
	実施内容	チェックポイント
地域の皆様 (運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域のニーズや要望を基に運行ルートやダイヤ、事業採算性など運行計画を検討します。</li> <li>◆検討の際には、道路幅員や回転場の有無など走行環境や交通規制の状況について現地を確認します。</li> <li>◆運行計画案を取り纏めるにあたり市が選定した交通事業者の中から運行事業者を選定します。</li> </ul>	《チェックポイント3》 運行計画は地域交通事業のコンセプトに合致しているか？ <input type="checkbox"/> 交通空白地域を解消するルートとしていること <input type="checkbox"/> 路線バスと競合していないこと <input type="checkbox"/> 走行環境や交通規制を考慮していること
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運行計画の検討にあたり、運営委員会と対話しながら支援します。</li> <li>◆運行計画の検討にあたり、運営委員会を支援する複数の交通事業者を選定します。</li> <li>◆運営委員会が検討した運行計画に対して、交通管理者や運行事業者との調整を図りながら運行計画の内容を検証します。</li> </ul>	《チェックポイント4》 運行計画書に記載する内容を満足しているか？ <input type="checkbox"/> 運行計画は事業採算性を確保できていること <input type="checkbox"/> 運行計画は乗車率25%を確保できる運行形態であること
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運行計画の検討にあたり、市と連携を図りながら運営委員会を支援します。</li> <li>◆運行計画に対する事業費を算出するとともに運行の可否を判断します。</li> </ul>	

## 2 検討の流れとポイント

### 《路線バスとの競合の考え方》

運行ルートを検討する際には、「地域交通事業のコンセプト」に基づき、**鉄道駅まで乗り入れずに最寄りのバス停で路線バスに接続**するなど、**路線バスとの競合(重なる区間)が生じないように工夫**します。

路線バスと重なる区間が生じる運行計画の場合は、**その区間の運行距離割合相当額は補助金の対象から控除**されるので注意が必要です。詳しくは、「八王子市交通空白地域交通事業運営費補助金交付要綱」に記載しています。



### 《乗車率の考え方》

乗車率は、**事業採算性を高める指標**であるとともに、『**地域の皆様が“つくり”“育てる”**』ことで**持続可能な取組みとしていくための指標**でもあり、**地域全体で共有する必要があります**。

$$\text{乗車率(\%)} = \text{乗車人数(人)} / \text{乗車定員(人)}$$

※ 乗車率は、1便あたりや1月あたり、1年あたりなど地域の利用ニーズや運行計画に応じて目標設定(算出)します。

# 2 検討の流れとポイント

## ③運行計画書の提出

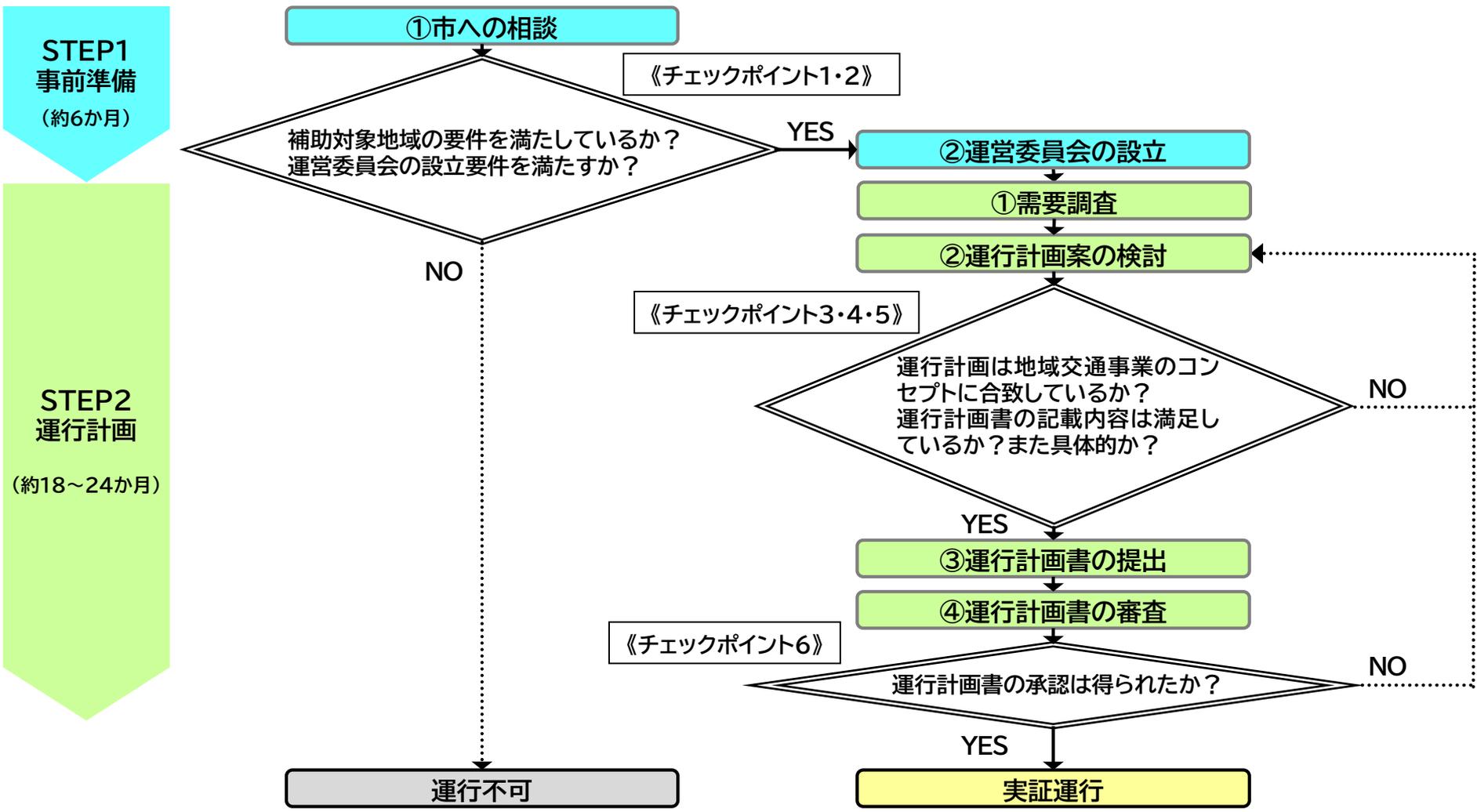
	実施内容	チェックポイント
地域の皆様 (運営委員会)	◆運行計画書の検討を踏まえ、「運行計画書」を作成し、市を經由して活性化協議会へ提出します。	《チェックポイント5》 「運行計画書」の内容は具体的か？ <input type="checkbox"/> 運行経路図が起終点や経由地、停留所などを具体的に記載していること <input type="checkbox"/> 運賃や運行時間帯、運行本数(運行間隔)、運行日、運行車両などを具体的に記載していること <input type="checkbox"/> 走行環境や交通規制に関して交通管理者や運行事業者との調整が済んでいること <input type="checkbox"/> 停留所や運行ルート沿道の住民の理解が得られていること <input type="checkbox"/> 運行ルートなどが路線バス等と競合している場合、交通事業者との調整が済んでいること  ※「運行計画書」は、別添の様式集(様式2)で確認できます。
八王子市	◆「運行計画書」の作成にあたり、運営委員会と対話しながら支援します。 ◆「運行計画書」の内容を運行事業者と共有(情報提供)します。	
運行事業者	◆市から情報提供された「運行計画書」を確認します。	
活性化協議会	◆運営委員会が提出した「運行計画書」を受理します。	

## ④運行計画書の審査

	実施内容	チェックポイント
八王子市	◆運営委員会から提出された「運行計画書」を審査するために活性化協議会に諮ります。 ◆活性化協議会での審査結果を運営委員会に通知します。	《チェックポイント6》 「運行計画書」の承認は得られたか？ <input type="checkbox"/> 活性化協議会での審査により実証運行の承認が得られていること  ※ 活性化協議会の承認が得られない場合は、②運行計画書の再検討を実施します。
活性化協議会	◆運営委員会から提出された「運行計画書」の内容を審査し、実証運行の実施を判断します。	

# 2 検討の流れとポイント

《ステップ1(事前準備)からステップ3(実証運行)に向けたフロー》



# 2 検討の流れとポイント

## ステップ3 実証運行 ①実証運行の準備・実施

	実施内容	チェックポイント
地域の皆様 (運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆活性化協議会の承認が得られた「運行計画書」を基に運行事業者と契約します。</li> <li>◆実証運行の開始に向けて地域へ周知するとともに利用促進に取り組めます。</li> <li>◆「八王子市交通空白地域交通事業運営費補助金交付要綱」に基づき市へ補助金を申請します。</li> <li>◆運行事業者との契約及び、運行事業者の道路運送法の許可を踏まえ、実証運行を実施します。実証運行は3年間を上限(2回まで)として実施します。</li> </ul>	<p>《チェックポイント7》 実証運行の準備は整っているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 運行事業者が事業許可を取得していること</li> <li><input type="checkbox"/> 運行事業者と契約していること</li> <li><input type="checkbox"/> 市へ補助金を申請し、交付決定通知を受けていること</li> </ul>
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実証運行の開始に向けて交通管理者や運行事業者との調整を図ります。</li> <li>◆運営委員会に対して、運行経費への財政的支援(補助金の交付)をします。</li> </ul>	
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実証運行に向けて活性化協議会の承認が得られた「運行計画書」を基に国土交通省に一般乗合旅客自動車運送事業許可(道路運送法第4条)を申請します。</li> <li>◆道路運送法の許可及び、運営委員会との契約を踏まえ、実証運行を実施します。</li> <li>◆タクシー事業者(一般乗用旅客自動車運送事業)など、乗合許可を有しない場合、道路運送法第21条による乗合旅客の運送許可での実証運行を実施します。</li> </ul>	

## ②運行状況の調査・分析

	実施内容	チェックポイント
地域の皆様 (運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用状況等を把握するための調査(アンケート調査等)を定期的実施します。</li> <li>◆運行事業者から毎月提出される運行状況データの内容を把握して市へ提出します。</li> <li>※アンケート調査のサンプルは、P.23で確認できます。</li> </ul>	<p>《チェックポイント8》 運行状況を把握しているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 運行事業者が毎月の利用状況を提出していること</li> <li><input type="checkbox"/> 利用状況等を把握するための調査を実施していること</li> <li><input type="checkbox"/> 定期的に市及び、運行事業者と協議を実施していること</li> </ul>
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営委員会が実施するアンケート調査等に対して、アンケートの作成や回収後の集計など運営委員会と対話しながら支援します。</li> <li>◆運営委員会から提出された運行状況データやアンケート調査等から調査・分析を実施して、分析結果を踏まえ、運営委員会及び、運行事業者との協議を実施します。</li> <li>◆1年間の実績を活性化協議会へ報告します。(毎年)</li> </ul>	
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆月毎の運行状況データを整理し、運営委員会へ提出します。</li> </ul>	

## 2 検討の流れとポイント

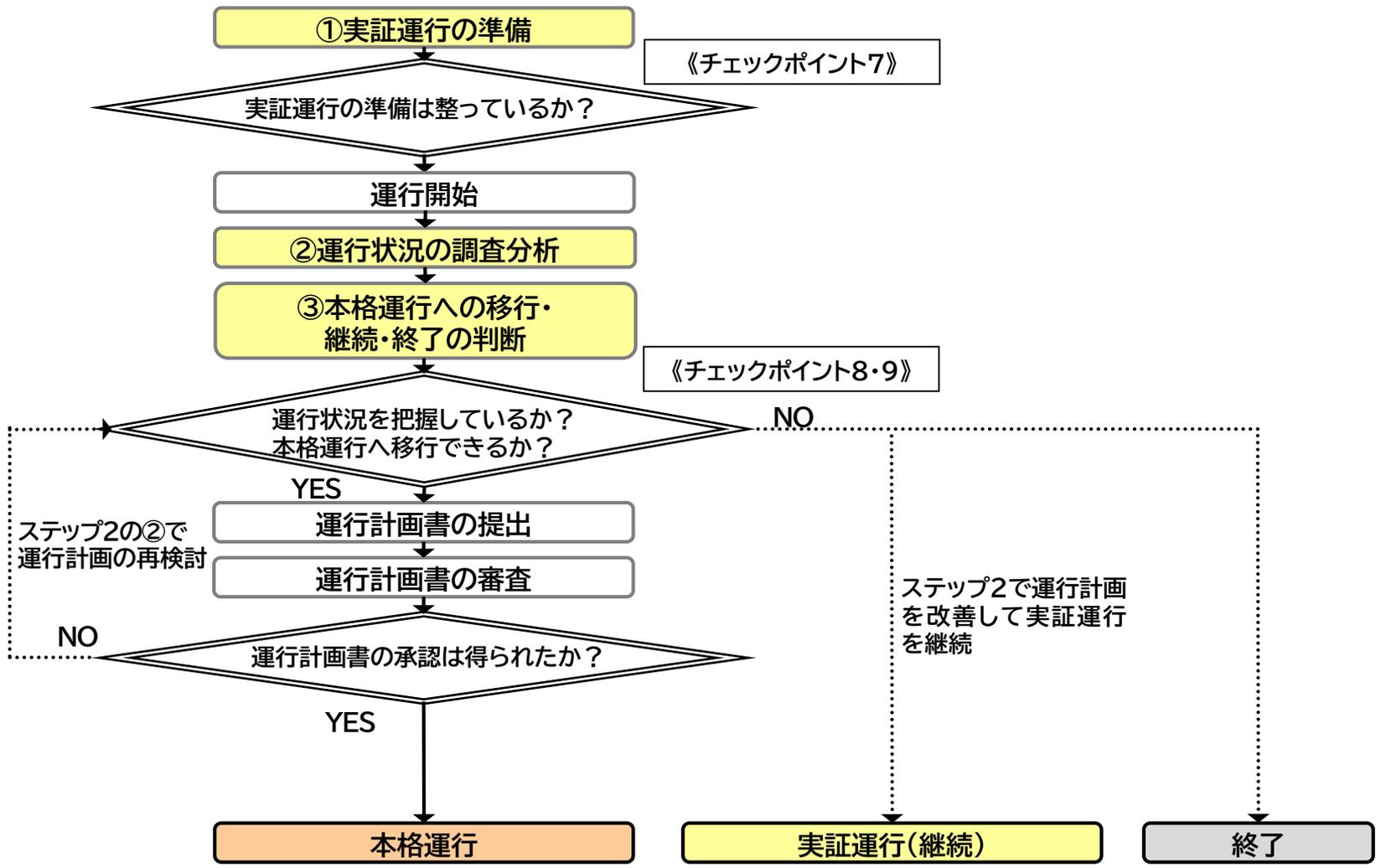
### ③本格運行への移行・継続・終了の判断

	実施内容	チェックポイント
地域の皆様 (運営委員会)	<p>《実証運行3年目》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆実証運行の2年間の運行データから「運行計画書」に沿った事業採算性や乗車率が達成できているか確認し、市と協議して地域の総意として本格運行に移行するか、運行計画を改善して実証運行を継続するか、終了するか判断します。</li> <li>◆本格運行へ移行せず運行を終了する場合は3年目をもって終了します。</li> <li>◆運行を終了する場合は国土交通省に運行事業者から運行変更・運行廃止の申請を行います。</li> <li>◆本格運行へ移行する場合は「運行計画書」を作成し、市を經由して活性化協議会へ提出します。</li> <li>◆本格運行へ移行するにあたり運行計画の改善が必要な場合は運行計画の再検討を実施します。(ステップ2の②)</li> <li>◆運行計画を改善して実証運行を継続する場合は運行計画の再検討を実施します。(ステップ2)</li> <li>◆再検討を踏まえ、「(改善)運行計画書」を作成し、市を經由して活性化協議会へ提出します。</li> </ul>	<p>《チェックポイント9》</p> <p>本格運行へ移行できるか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 運行実績が事業採算性と乗車率25%を確保していること</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の総意として本格運行に移行するか終了するか判断していること</li> <li><input type="checkbox"/> 「運行計画書」の内容が《チェックポイント3・4・5》を満足していること</li> <li><input type="checkbox"/> 活性化協議会での審査により本格運行の承認が得られていること</li> </ul> <p>※「運行計画書」は、別添の様式集(様式2)で確認できます。</p> <p>※ 活性化協議会の承認が得られない場合は、運行計画書の再検討(ステップ2の②)を実施します。</p>
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営委員会が本格運行への移行、継続、終了を判断するにあたり実証運行2年間の運行データを分析して、運営委員会及び、運行事業者との協議を実施します。</li> <li>◆本格運行へ移行、実証運行を継続する場合は「運行計画書」の作成にあたり、運営委員会と対話しながら支援します。</li> <li>◆「運行計画書」の内容を運行事業者と共有(情報提供)します。</li> <li>◆運営委員会から提出された「運行計画書」を審査するために活性化協議会に諮ります。</li> <li>◆活性化協議会での審査結果を運営委員会に通知します。</li> </ul>	
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市から情報提供された「運行計画書」を確認します。</li> </ul>	
活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営委員会が提出した「運行計画書」を受理します。</li> <li>◆運営委員会から提出された「運行計画書」の内容を審査し、本格運行の実施を判断します。</li> </ul>	

# 2 検討の流れとポイント

《ステップ3(実証運行)からステップ4(本格運行)に向けたフロー》

STEP3  
実証運行  
(約3年間)



## 2 検討の流れとポイント

### ステップ4 本格運行

#### ① 本格運行の準備・実施

	実施内容	チェックポイント
地域の皆様 (運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆活性化協議会の承認が得られた「運行計画書」を基に運行事業者と契約します。</li> <li>◆本格運行の開始に向けて地域へ周知するとともに利用促進に取り組めます。</li> <li>◆「八王子市交通空白地域交通事業運営費補助金交付要綱」に基づき市へ補助金を申請します。</li> <li>◆運行事業者との契約及び、運行事業者の道路運送法の許可を踏まえ、本格運行を実施します。</li> </ul>	《チェックポイント10》 実証運行の準備は整っているか？ <input type="checkbox"/> 運行事業者が事業許可のを取得していること <input type="checkbox"/> 運行事業者と契約していること <input type="checkbox"/> 市へ補助金を申請し、交付決定通知を受けていること
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本格運行の開始に向けて交通管理者や運行事業者との調整を図ります。</li> <li>◆運営委員会に対して、運行経費への財政的支援(補助金の交付)をします。</li> </ul>	
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本格運行に向けて活性化協議会の承認が得られた「運行計画書」を基に国土交通省に一般乗合旅客自動車運送事業許可(道路運送法第4条)を申請します。</li> <li>◆道路運送法の許可及び、運営委員会との契約を踏まえ、本格運行を実施します。</li> </ul>	

#### ② 運行状況の調査・分析

	実施内容	チェックポイント
地域の皆様 (運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用状況等を把握するための調査(アンケート調査等)を定期的実施します。</li> <li>◆運行事業者から毎月提出される運行状況データの内容を把握して市へ提出します。</li> <li>※アンケート調査のサンプルは、P.23で確認できます。</li> </ul>	《チェックポイント11》 運行状況を把握しているか？ <input type="checkbox"/> 運行事業者が毎月の利用状況を提出していること <input type="checkbox"/> 利用状況等を把握するための調査を実施していること <input type="checkbox"/> 定期的に市及び、運行事業者と協議を実施していること
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営委員会が実施するアンケート調査等に対して、アンケートの作成や回収後の集計など運営委員会と対話しながら支援します。</li> <li>◆運営委員会から提出された運行状況データやアンケート調査等から調査・分析を実施して、分析結果を踏まえ、運営委員会及び、運行事業者との協議を実施します。</li> <li>◆1年間の実績を活性化協議会へ報告します。(毎年)</li> </ul>	
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆月毎の運行状況データを整理し、運営委員会へ提出します。</li> </ul>	

# 2 検討の流れとポイント

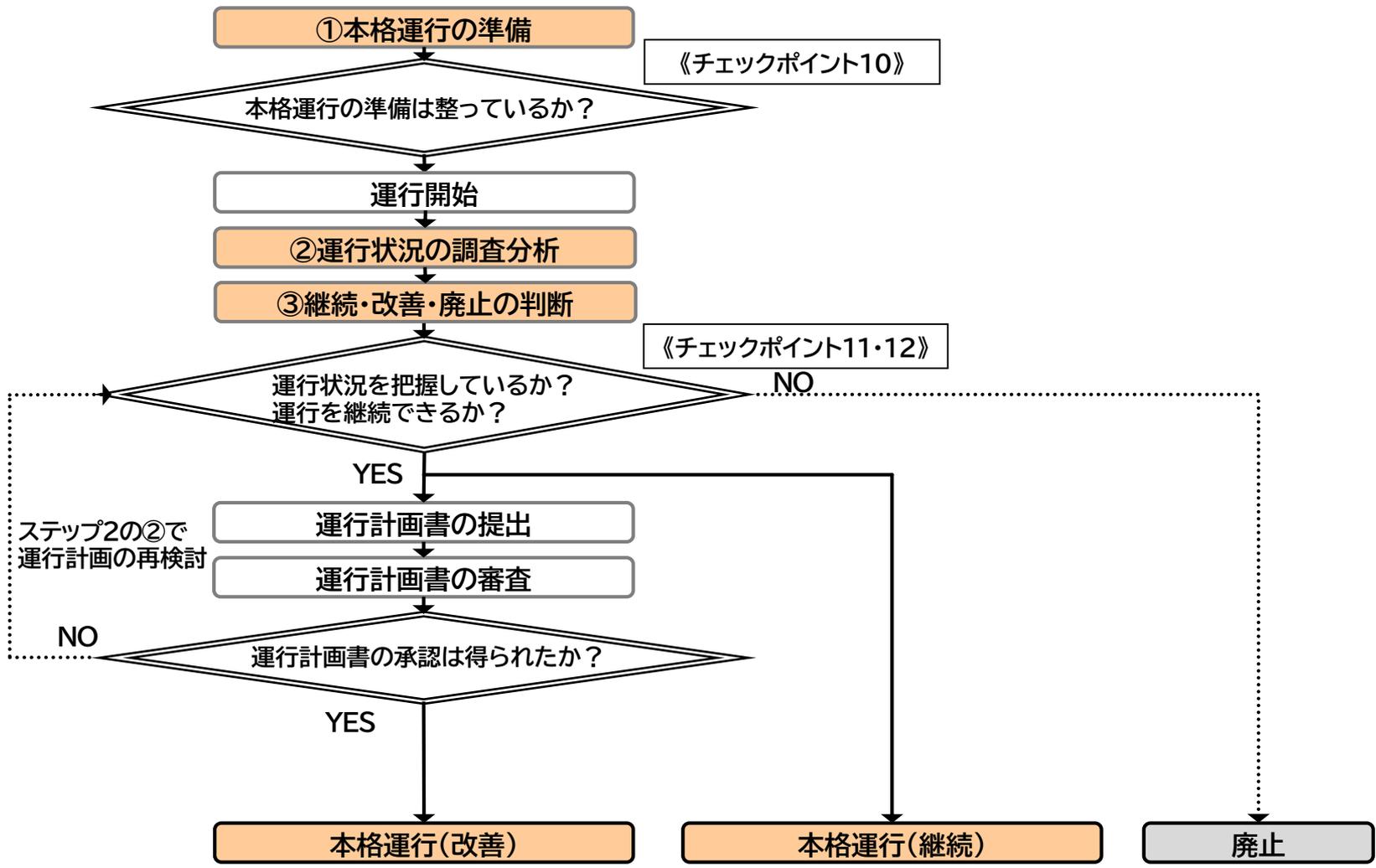
## ③継続・改善・廃止の判断

	実施内容	チェックポイント
地域の皆様 (運営委員会)	<p>《毎年》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆運行データから「運行計画書」に沿った事業採算性や乗車率が達成できているか確認し、市と協議して地域の総意として継続・改善・廃止を判断します。</li> <li>◆運行を廃止する場合は国土交通省に運行事業者から運行変更・運行廃止の申請を行います。</li> <li>◆運行計画の改善が必要な場合は運行計画の再検討を実施します。(ステップ2の②)</li> <li>◆再検討を踏まえ、「(改善)運行計画書」を作成し、市を経由して活性化協議会へ提出します。</li> <li>◆活性化協議会にて「(改善)運行計画書」の承認が得られた場合は必要に応じて運行の準備をします。(ステップ4の①)</li> <li>◆本格運行開始後は継続的に地域へ周知するとともに利用促進に取組みます。</li> </ul>	<p>《チェックポイント12》 運行を継続できるか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 運行実績が事業採算性と乗車率25%を確保していること</li> <li>□ 地域の総意として継続・改善・廃止を判断していること</li> <li>□ 「(改善)運行計画書」の内容が《チェックポイント3・4・5》を満足していること</li> <li>□ 活性化協議会での審査により運行の承認が得られていること</li> </ul> <p>※「運行計画書」は、別添の様式集(様式2)で確認できます。 ※ 活性化協議会の承認が得られない場合は、運行計画書の再検討(ステップ2の②)を実施します。</p>
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営委員会が継続・改善・廃止を判断するにあたり運行データを分析して、運営委員会及び、運行事業者との協議を実施します。</li> <li>◆運行計画の改善が必要な場合は「(改善)運行計画書」の作成にあたり、運営委員会と対話しながら支援します。</li> <li>◆「(改善)運行計画書」の内容を運行事業者と共有(情報提供)します。</li> <li>◆運営委員会から提出された「(改善)運行計画書」を審査するために活性化協議会に諮ります。</li> <li>◆活性化協議会での審査結果を運営委員会に通知します。</li> <li>◆運行開始後は利用促進のためのモビリティマネジメントに取組みます。</li> </ul>	
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市から情報提供された「(改善)運行計画書」を確認します。</li> <li>◆運行開始後は持続可能な運行の向けて改善点などを提案して経済的かつ効率的な運行に取組みます。</li> </ul>	
活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営委員会が提出した「(改善)運行計画書」を受理します。</li> <li>◆運営委員会から提出された「(改善)運行計画書」の内容を審査し、運行の実施を判断します。</li> </ul>	

# 2 検討の流れとポイント

## 《ステップ4(本格運行)のフロー》

STEP4  
本格運行

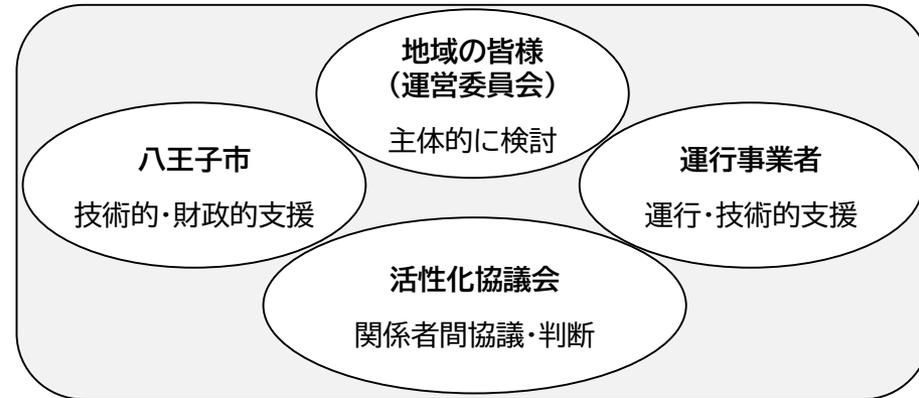


# 3 検討の体制

## (1) ガイドラインに基づく検討体制

ガイドラインに基づき、地域の皆様(運営委員会)、運行事業者、市が、それぞれの役割分担のもと協働により検討を進めます。

検討にあたっては、「八王子市地域公共交通活性化協議会」の中で関係者間の協議・判断を行います。



## (2) 八王子市地域公共交通活性化協議会

「八王子市地域公共交通活性化協議会」は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じた交通事業の運行について、地方公共団体が主体となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年改正道路運送法に位置付けられています。(「道路運送法」施行規則第9条3)

### 八王子市地域公共交通活性化協議会の構成と役割

#### 構成メンバー

市、バス事業者、タクシー事業者、住民、地方運輸局、交通事業者の運転者が組織する団体、道路管理者、交通管理者(警察)、学識経験者 など

#### 役割

- ◆ 運行計画に関する関係者間協議
- ◆ 運行の判断(導入・改善・廃止)



# 〔参考資料2〕 運営委員会規約の例

## 〇〇地区地域交通事業運営委員会規約

制定 令和〇年〇月〇日

### (名称)

第1条 本会の名称は「〇〇地区地域交通事業運営委員会」と称する。

### (事務局の設置)

第2条 本会の事務局は、〇〇に置く。

### (目的)

第3条 本会は、地域交通事業に関する活動(導入・改善の調査・検討、利用促進)を行い、〇〇を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1)地域交通事業に関する調査及び検討
- (2)地域交通事業に関する関係機関との協議調整

### (会員構成)

第5条 本会には、会長1名のほか、次の役員を置く。

- (1)副会長 〇名
  - (2)会計 〇名
  - (3)監事 〇名
- 2 役員は、本会の会員の中から総会において選任する。
- 3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

### (会議)

第6条 会の開催は、年に〇回を原則とし、必要に応じ招集するものとする。

- 2 議事は、出席会員の(過半数、〇分の〇以上)をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附則 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

# 〔参考資料3〕 需要調査アンケートの例

問1 あなた自身についてお答えください。

- (1)性別 1.男性 2.女性  
 (2)年齢 1.〇～〇歳 2.〇～〇歳 3.〇～〇歳 4.〇～〇歳 5.〇～〇歳 6.〇～〇歳 7.〇～〇歳 8.〇～〇歳 9.〇歳以上  
 (3)住所 (〇〇)町(〇〇番地)または(〇〇丁目〇〇番地)

問2 現在、〇〇地域では、以下の運行内容で、コミュニティ交通の導入を検討しています。利用意向をお答えください。

【運行計画(案)】

運賃:〇円 運行頻度:〇本/日 運行時間帯:〇時～〇時 運行日:平日 運行車両:〇〇 運行区間:〇〇～〇〇(主な停車地:〇〇駅、〇〇病院)

【運行ルート図】

- (1)この運行内容のコミュニティ交通を利用しますか。(該当するもの1つ)  
 1.利用する 2.将来的には利用する 3.利用しない →「1・2」を回答した方は問3へ  
 (2)前問(1)で「3.利用しない」と回答した方は、その理由をお答えください。(複数回答可)。  
 1.停留所が遠い 2.ルートが合わない 3.時間帯が合わない 4.本数が少ない  
 5.運賃が高い 6.その他 ⇒選択した主な回答に関する具体的な希望( )  
 →問4へ

問3 コミュニティ交通の具体的な利用意向についてお答えください。

- (1)どのくらいの頻度でコミュニティ交通を利用しますか。  
 週( )回、または、月( )回 (1往復は2回で数えてください)  
 (2)コミュニティ交通を利用して、最も行きたい目的地はどちらですか。なお、「3～10」は、具体的な施設名をご記入下さい。(該当するもの1つ)  
 1.勤め先 2.親戚・知人の家 3.駅 4.バス停 5.学校 6.病院 7.金融機関 8.スーパー・商業施設 9.公共施設 10.その他  
 ⇒「3～10」の具体の施設名( )  
 (3)前問で回答した目的地に行く際、現在、最も多く利用している交通手段を教えてください。(該当するもの1つ)  
 1.徒歩 2.自転車 3.バイク 4.タクシー 5.自動車(自分が運転) 6.自動車(送迎) 7.路線バス 8.鉄道 9.その他( )  
 10.現在は行ってない

問4 その他にご意見がございましたらご記入ください。

# 〔参考資料4〕 利用状況調査アンケートの例

問1 あなた自身についてお答えください。

- (1)性別 1.男性 2.女性
- (2)年齢 1.〇～〇歳 2.〇～〇歳 3.〇～〇歳 4.〇～〇歳 5.〇～〇歳 6.〇～〇歳 7.〇～〇歳 8.〇～〇歳 9.〇歳以上
- (3)住所 (〇〇)町(〇〇番地)または(〇〇丁目〇〇番地)

問2 コミュニティ交通の運行をお知りになった手段についてお答えください。(該当するもの全てに〇を付けてください)

- 1.市のホームページ 2.市報 3.自治会の回覧 4.停留所の案内 5.その他 6.知らなかった

問3 コミュニティ交通の利用状況についてお答えください。

- (1)どのくらいの頻度でコミュニティ交通を利用されていますか。
  - 1.利用していない 2.週( )回、または、月( )回利用している(1往復は2回で数えてください)
- (2)コミュニティ交通で向かう目的地はどちらですか。なお、「3～10」は、具体的な施設名をご記入下さい。(該当するもの1つ)
  - 1.勤め先 2.親戚・知人の家 3.駅 4.バス停 5.学校 6.病院 7.金融機関 8.スーパー・商業施設 9.公共施設 10.その他⇒「3～10」の具体の施設名( )

問4 今後の運行内容の改善点をお答えください。

- 1.停留所が遠い 2.ルートが合わない 3.時間帯が合わない 4.本数が少ない 5.運賃が高い 6.定時性 7.待合環境の快適さ
  - 8.車両の快適さ 9.運転手の対応 10.その他
- ⇒選択した主な回答に関する具体的な改善内容( )

問5 今後のコミュニティ交通に対する利用意向をお答えください。

- (1)今後、コミュニティ交通を利用したいですか。
  - 1.利用したい 2.将来的には利用したい 3.利用したくない
- (2)前問(1)の理由を教えてください。また、その他ご意見がございましたらご記入ください。